

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	港湾法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課	電話番号： 03-5253-8688 e-mail: g_PHB_KBS@mlit.go.jp
評価実施時期	平成25年3月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>大規模地震が発生した際に、物流・産業上の重要な拠点が集積する港湾の機能を維持するため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 緊急確保航路関係 ・非常災害が発生し、船舶の交通の確保に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路のうち国土交通大臣が指定する区域内及び緊急確保航路内において、国土交通大臣が船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができることとするにより、非常災害時の船舶の交通を確保する。 ・非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路、河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要がある航路(「緊急確保航路」)を国土交通大臣が指定し、平常時における物件の放置等を禁止するとともに、工作物の設置等にあたり国土交通大臣への許可を受けることを義務づけることにより、非常災害時の船舶の交通を確保する。</p> <p>(2) 港湾管理者による外郭施設等を管理する者に対する措置関係 ・民間事業者の管理する特定技術基準対象施設が、技術基準に適合せず、かつ災害により損壊した場合に船舶の交通に著しい支障を及ぼすと認められる場合には、港湾管理者が民間事業者に対し勧告を行うとともに、理由無く勧告に従わない場合、勧告に係る措置命令を行うことで、維持管理の促進を図る。 ・港湾管理者が、民間事業者の管理する特定技術基準対象施設について、維持管理の状況につき報告を求め、立入検査を行うことにより、維持管理の促進を図る。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	(1)港湾法第55条の3の3、(2)港湾法第55条の3の4、(3)港湾法第56条の2の21、(4)港湾法第56条の5
想定される代替案	当該規制の内容を法令に基づかない自主的な取組みとして実施する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1) 非常災害発生時に、開発保全航路のうち国土交通大臣が指定する区域内及び緊急確保航路内における物件が使用、収用、処分されることにより、その所有者が一時的に使用制限を受ける等の遵守費用が発生するが、損失補償規定(法第55条の4第1項)を設けるため、その費用は相殺されと考えられる。また、緊急確保航路内で工作物の設置等を行う事業者は、国土交通大臣への許可申請に係る費用が生じる。	物件所有者が自主的に自ら処分等を行った場合は、それに要する費用が生じる。また、自主的に緊急確保航路外において船舶等を捨て、工作物の設置を行おうとする場合、追加的な費用が生じる場合もありうる。
	(2) 港湾管理者より是正勧告、命令が出された場合には、改修に要する費用が生じる。また、施設の維持管理状況について報告を求められた場合にはその報告に係る費用と、立入検査が行われた場合にはそれに係る費用が生じる。	民間の施設管理者が自主的に改修した場合は、それに要する費用が生じる。また、港湾管理者より任意の報告を求められ、または立入検査を求められ、受け入れた場合には、それらに係る費用が生じる。
(行政費用)	(1) 非常災害発生時に、開発保全航路のうち国土交通大臣が指定する区域内及び緊急確保航路内における物件が使用、収用、処分されることにより、損失補償に要する費用が発生する。また、国土交通大臣に許可申請の受領に係る費用が発生するが、費用は僅少である。	物件所有者が自主的に処分等を行おうとしない場合に、撤去の要請に係る費用と、所在不明者の物件であった場合には、所有者の捜索に要する費用が生じる。
	(2) 港湾管理者に、民間の施設管理者に対する行政処分(是正勧告、措置命令、報告徴収、立入検査)に係る費用が生じる。	港湾管理者が施設の維持管理状況について民間の施設管理者に対し法令に基づかない任意の報告を求め、または立入検査を求め、民間の施設管理者がそれを受け入れた場合は、それらに係る費用が生じる。
(その他の社会的費用)	特になし	所有者の承諾を得ずに強制的に障害物を除去する権限が無いことから、緊急輸送の用に供する船舶の交通の確保が困難となり、また、民間の施設管理者が施設の改修や適切な維持管理に応じない場合、非常災害発生時における船舶の交通の確保が困難となり、背後の市民生活に甚大な影響が及ぶことが懸念される。

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	(1) 非常災害時において、やむを得ない場合に限り物件を使用、取用、処分することにより、また、平時においても災害時の啓開作業の支障となる物件の放置を禁止し、啓開作業や船舶の交通に支障とならないことを確認した上で工作物の設置を認めることにより、非常災害時における迅速な啓開作業、及び緊急輸送の用に供する船舶の交通の確保が図られることから、その便益は甚大である。	特になし。物件の所有者が任意に処分等に応じた場合は、当該規制案と同様の便益が得られる。
	(2) 港湾管理者が、民間港湾施設の維持管理の状況を把握することができることとし、非常災害発生時に船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれがある施設であると認める場合、当該施設は改修されることとなる。この結果、非常災害発生時の緊急輸送の用に供する船舶交通が確保されることから、その便益は甚大であるといえる。	特になし。施設管理者が任意に報告徴収等に応じた場合は、当該規制案と同様の便益が得られる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 非常災害時において、迅速な啓開作業、緊急輸送の用に供する船舶の交通の確保が図られることから、その便益は甚大である。一方、費用については、事業者に関しては工作物の設置等を行う際に許可申請に係る費用等が発生するとともに、国については緊急確保航路内等における船舶等の処分等に要する費用及び損失補償に要する費用が発生するが、甚大な便益に比べれば小さいと考えられる。代替案の場合、便益は特になく、物件の所有者が処分等に応じない場合、緊急輸送の用に供する船舶の交通が確保されないため、その社会的費用は大きいことから、当該規制案は代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>(2) 報告徴収等により民間港湾施設の維持管理の状況を把握することができることとし、非常災害発生時に船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれがある施設であると認める場合、命令等により当該施設は改修されることとなる。この結果、非常災害発生時の緊急輸送の用に供する船舶交通が確保されることから、その便益は甚大であるといえる。</p> <p>一方、費用に関して、民間の施設管理者については、港湾管理者から施設の維持管理状況の報告を求められた場合における報告に係る費用と立入検査が行われた場合における立入検査に係る費用、そして港湾管理者から命令等が出された場合における施設改修に要する費用が発生する。港湾管理者については、民間の施設管理者に対する行政処分に係る費用が発生する。しかしこれらは甚大な便益に比べれば小さいと考えられる。</p> <p>代替案の場合、便益は特になく、港湾管理者が非常災害発生時に船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれのある施設と認めるにもかかわらず民間の施設管理者がその改修や適切な維持管理に応じない場合、緊急輸送の用に供する船舶交通の確保が困難となり、社会的費用は大きいことから、当該規制案は代替案</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	法施行後5年を経過した場合に、施行の状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じることとされている。(附則3条) 上記の附則の規定により、平成30年度に事後検証を実施。	
備考		